



施設等利用給付認定に関する御案内（新１号認定）



1 必要な手続

京都市にお住まいで下記の対象施設を御利用される方が、幼児教育・保育の無償化の給付（「施設等利用給付」といいます）を受けるためには、利用前にあらかじめ京都市に施設等利用給付認定の申請を行い、認定を受けていただく必要があります。

対象児童年齢	対象施設	給付内容
満３歳以上 (３歳の誕生日の前日から)	私立幼稚園（新制度幼稚園※及び認定こども園を除く）、国立幼稚園 等 ※京都市内の新制度幼稚園は以下のとおりです。 コドモのイエ幼稚園、洛東幼稚園、高倉幼稚園（令和６年３月３１日まで）、桃山幼稚園、龍谷幼稚園、下鴨幼稚園、本願寺中央幼稚園、いずみ幼稚園（予定）及び全ての市立幼稚園	月額 25,700 円までの範囲内で保育料・入園料が無償化されます。 各園に保育料等をお支払いいただいた後、京都市から相当額が償還払い（キャッシュバック）されます。

☆ 給食材料費、送迎バス等の通園送迎費、制服代等は無償化の対象外です。

☆ 共働き世帯等のように、保育が必要な理由（就労・介護等）に保護者のいずれもが該当し、お子さんを日中御家庭で保育できないと京都市から認定された世帯については、預かり保育利用料も無償化の対象となります。預かり保育も無償化の対象となるためには、新２号（市町村民税非課税世帯に属する０～２歳児は新３号）認定を受けていただく必要がありますので、幼稚園から別途申請書をお受け取りください。

☆ その他幼稚園の最新の一覧は、下記ホームページを御覧ください。

（京都市情報館）京都市内の私立幼稚園一覧：

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000173630.html>



2 必要書類

① 子育てのための施設等利用給付認定申請書

② （該当者のみ）同時利用軽減届出書（きょうだい利用）（※）

※申請児童が幼稚園（新制度幼稚園を除く）を利用予定、かつ年少のきょうだいが京都市の認可保育施設・事業所を利用している（予定を含む）場合、保育施設・事業所の保育料軽減に必要な書類となりますので、幼稚園の利用予定日までに必ず御提出ください。

※年少のきょうだいが利用している施設が幼稚園や認可外保育施設等の場合は同時利用軽減の対象外となります。

3 提出期限・提出先

【提出期限】

（４月から利用の場合）

令和５年１２月１日（金）

（年度途中から利用の場合）利用が決定次第、利用開始日までにお早めに御提出ください。

※ 京都市内へ転入予定の方は、住民票異動の手続きが完了してからの認定になりますので、通知が遅くなる場合があります。

【提出先】

御利用予定の施設（締切日に間に合わない場合は、下記送付先まで郵送してください）

（送付先）

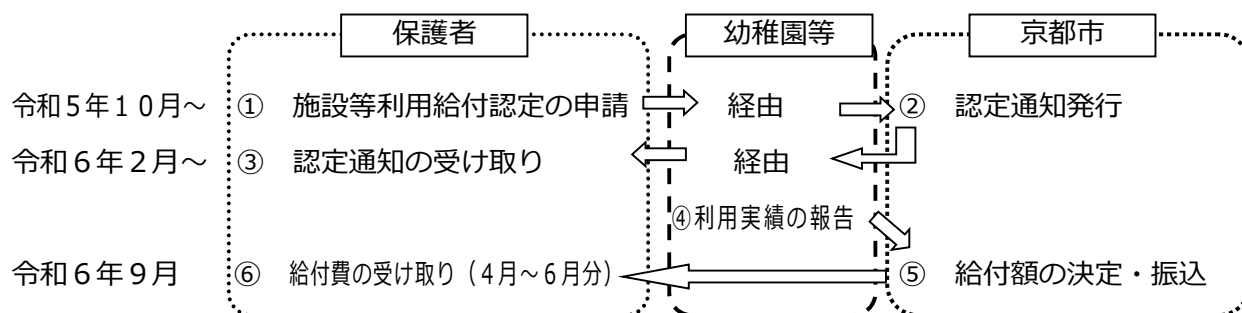
〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町５６６－１ 井門明治安田生命ビル３階

京都市 幼児教育・保育無償化 事務集中室

※ 郵送での御提出の場合、事務集中室に届いた日以降でしか認定できませんので御注意ください。
また、郵送の際は、封筒に「利用給付認定申請書在中」と御記入ください。

4 今後のスケジュール（予定）（令和6年4月認定開始の場合）



5 申請書提出後の留意点

施設等利用給付認定申請後、次のいずれかに該当した場合は、手続きが必要となりますので、変更申請書を提出してください。変更申請書等は京都市情報館のホームページ（下記6参照）、区役所・支所子どもはぐくみ室又は幼稚園等にて配布しております。

- (1) 住所を変更する場合
- (2) 世帯構成が変わる場合

6 お問合せ先

京都市 幼児教育・保育無償化 事務集中室 ☎ 075-254-7216

制度の詳細については、こちらを御覧ください。

（京都市情報館）幼児教育・保育の無償化の利用施設別の御案内について

